

提案内容評価要領

1 基本的な考え方

この委託業務の受託者を決定するため、プロポーザルにより提案内容の評価を行い、受託候補者の順位付けを行う。

提案内容の評価は、次のとおり、必須項目、提案項目及び見積価格から算出される評価値をもって判定する。

(1) 必須項目【配点92点（うち加算点12点）】

必須項目の評価については、契約の目的の達成に不可欠な項目であるため、要求水準に達している項目については基礎点を与える。

また、仕様書以上の提案がなされている項目は加算点を与える。

(2) 提案項目【配点28点】

提案項目の評価については、提案内容の創造性、具体性、実現性、有効性等を総合的に判断し、各項目について得点を与える。

提案項目として求める観点は、①コールセンター受付時における市民サービス向上と効率性、②本市が行っている配車業務の効率化、③収集運搬の効率化に資する提案を求める。なお、システムの機能及びシステムの付属機能については、提案する内容ごとに必要な経費の金額を企画提案書に提示すること。

(3) 必須項目及び提案項目の採点方法

別紙4「提案内容評価表」に基づき、各審査者が採点した点数について、各項目の最高点と最低点を除いたものの平均点を算出し、各項目の平均点を合計（以下「合計得点」という。）する。

なお、同じ最高点、最低点を付けた審査者が複数いたときは、それぞれ1人分の点数を除く。

(3) 評価値

① 評価値は、合計得点を当該入札参加者の見積価格で除して得た数値とする。

【評価値＝総得点÷見積価格】

② 評価値は、上記の算出方法に基づき算出した数値の小数点以下11桁目を四捨五入し、小数点以下10桁目までの値とする。

2 受託候補者の選定方法

算出した評価値の最も高い者を、受託候補者（第一交渉権者）とする。

ただし、受託候補者が本市の示す「プロポーザルの参加資格」を満たしていない、必須項目への記載がない及び本市の契約上限額を超過している場合については、失格とする。

3 評価値が最も高い者が2以上あるとき（同点）の対応

(1) 提案者それぞれの「合計点」と「見積価格」が異なる場合

「合計点」が高い者を受託候補者とする。

- (2) 提案者それぞれの「合計点」と「見積価格」が同じ場合
提案項目の得点が高い者を受託候補者とする。
- (3) 上記(2)の場合で提案項目の得点と同じ場合
くじ引きにより、受託候補者を決定する。